

# 会 議 録(H P 公開用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和元年度 第 1 1 回（定例会）
2. 期 日：令和 2 年 1 月 2 3 日（木） 午後 1 5 時 0 0 分～午後 1 5 時 4 5 分
3. 会 議 場：庁議室

## 4. 会議に出欠した教育委員

職 名	氏 名	出席	欠席	備 考
教 育 長	比 嘉 秀 勝	○		
教育長職務代理者	奥 間 千 津 子	○		
教 育 委 員	平 得 永 幸	○		
教 育 委 員	喜 世 川 直 子	○		

## 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金 城 睦 和  
教育指導課長 浦 崎 直 哉  
社会教育課長 嵩 本 さ ゆ り  
中央公民館長 新 垣 美 佐  
教育総務係長 吉 留 千 紘

傍聴人 入室（公開）

教 育 長：ただいまから、令和元年度 第 11 回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第 6 条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について非公開事項はありませんので、すべて公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。それでは、本日の会議はすべて公開とします。公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。つづいて、会議規則第 1 5 条に基づき本日の会議の進行についてお諮りします。本日の会議は、議案事項 1 協議題のみとなりますので、始めに教育長諸般の報告、次に議案第 1 4 号の審議を行い、必要があれば、その後にその他の事項の審議の順に進めたいと

と思いますがよろしいでしょうか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：異議なしと認めます。会議の進行について、決定しましたので、これから会議をはじめます。

## 6. 教育長諸般の報告

教 育 長：まずは教育長諸般の報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。（※資料参照）他にご報告のある方はいらっしゃいますか。

教育長職務代理者：本日11時半から、屋良小学校の学推発表会がありましたが、参加者が全体で10名程と少なく残念でした。1年間の教育活動の成果と課題を共有する場になりますので、授業参観に来ていた保護者が体育館へ足を運べるような工夫が出来ないかと思いました。6年生の発表ですが、1年間の教育活動の発表でありとても良かったです。報告書を見ていきますと「知・徳・体」の目標で子ども達の育成に向けて、頑張っているなど感じました。自己肯定感を高めるための課題等が様々ありますが、これらを保護者に共有してもらいたかったです。以前は地域の子ども会の活動を活発にさせ、地域と学校の繋がりを深めることをねらい、地域代表として子ども会活動の様子と一緒に発表していましたが、最近では実施されていないようです。地域との関わりを持つ教育活動を始める今こそ、地域の発表は必要になると感じています。学推発表会では地域と学校の教育力を共に深めていくものだと考えておりますので、地域の子ども会の発表を一つの工夫として組み込んでみてはと思います。新春マラソン大会ですが、去年に比べると参加者が増えていましたが、中学校の野球部が大会の日と重なってしまい参加されていませんでした。ウォーキング大会や新春マラソン大会、町陸上等は、部活生の協力が必要不可欠ですので、年間の行事予定が決まりましたら、早めに学校と調整していただきたいです。

委 員：屋良小学校の保護者は、学校の教育に対し非常に関心が高い印象がありますが、今日の学推発表会では参加者が少なかったのが、案内の仕方に工夫をすると、参加者はもっと増えたかもしれません。嘉手納小学校は、学習発表会と学推発表会を一緒に開催したので、秋田交流の児童の報告をたくさんの保護者が聞いていました。新春マラソン大会は、嘉手納高校の野球部のボランティアがあり、とても清々しく感じました。高校生の中には、嘉手納中学校の卒業生がいたのであいさつを交わしました。ボランティアをする姿を見ると、この子達がこれからの嘉手納町を担っていくと感じ嬉しかったです。そんな中、嘉手納中学校の生徒の参加が見られなかったのは残念でした。部活をしていない生徒や、秋田交流事業に参加した生徒、生徒会の代表には参

加してほしいと思いました。学校と協力体制を図り、町内でいろいろ行事があるという事を子ども達に周知し、大いに参加していただきたいです。外語塾生においても、行事のボランティアに参加しているのは見受けませんが、こういった行事にも参加してはいかがでしょうか。駅伝のチームに外語塾生や、地域の青年会、職域の参加があると盛り上がると思います。

委員：餅つき大会は前日の準備から参加しました。大会当日の降水確率が高かったため、直前まで屋内での開催を検討していましたが、無事に屋外で開催できました。去年はお餅をつくのが遅く、提供までスムーズでなかったのが今年前もって30キロのお餅をついておき、例年通り100キロのお餅を提供しました。お雑煮は600食を用意し、11時頃には完食していました。先ほどお話があったように、町内の子ども達はたくさん参加していましたが、多くの地域の方々や教育委員会の関係者にも参加してもらえると、地域がもっと盛り上がると感じました。近年、指導員の人数が減っており、少ない人数で大会を運営するので、休む暇もなく進めています。どうにか指導員も増やせるようにしていきたいと思います。嘉手納高校の男子ソフトボール部と女子バレー部の皆さんにボランティアで参加してもらったので、とても助かりました。何はともあれ、無事に会を終えることができ良かったです。新春マラソン大会は、小学生の参加は大勢いましたが、中学生の参加が少なくて残念でした。近年、スポーツをする子ども達が減ってきているので、こういった大会の参加を機にスポーツをする子どもが増えるきっかけになればと思います。マラソン大会のプログラムに関しては、参加者を増やす工夫をされてもいいかもしれません。一般男子のマラソンを、5キロではなく自己申告で好みの距離を走れるようにしたり、トリムマラソンのようにすると、親子でも走りやすくなると思います。内容を工夫することで、参加しやすくなると思います。

教育長：他にご意見はありませんか。これにて諸般の報告は閉じたいと思います。それでは協議題に入ります。

## 7. 協議題

### ① 議案第14号

嘉手納町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

教育長：議案について、提案をお願いします。

中央公民館長：昨年10月24日、第8回定例教育委員会会議にて図書館条例施行規則の一部改正について上程しました。その際、第5条（開館時間）、第6条（休館日）の改正について関連例規の確認及び説明が不十分であったため、継続審議とな

っていました。今回改めて改正理由について説明します。（※議案読み上げ）  
前回の会議では、年末年始の図書の返却作業等により、窓口業務に支障が出る可能性があることを理由に開館時間の変更の説明をしておりましたが、開館時間を変更する条件を改めて整理したところ、台風・災害等の臨時的な場合のことで、通常の開館時間の変更については教育委員会の判断を仰ぐこととなります。第5条の表記は「図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。」ですが、現在の事務委任に合わせた「図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。」に改めたいと考えております。根拠としまして、添付の資料をご覧ください。（※資料読み上げ）他の条文に関しては、内容の変更ではなく法制執務に沿った文言の修正をしております。

教 育 長：開館時間の臨時の変更については教育長の承認が必要ということと、その根拠についての説明ですね。何かご質問やご意見はございませんか。

中央公民館長：臨時の開館時間の変更は、台風災害等により急ぎで変更しないといけない場合を想定しております。

教 育 長：台風等により、教育委員会に承認をもらういとまがなく開館時間を変更した場合、後日教育委員会へ報告する必要はありますか。

教育総務係長：開館時間の臨時の変更については、教育委員会から教育長へ事務委任がされているので、教育委員会へ事前に審議にかける必要はありませんが、臨時開館の内容によっては、後日報告が必要になってくると考えられます。なお、補足ですが、中央公民館長より説明がありましたが、現在の図書館規則は、事務委任等の規定にそぐわない内容となっていましたので、本来の事務の流れに沿った内容に改めるための規則改正となっております。

教育長職務代理者：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長及び事務長に委任する規定」等の根拠に基づいて規則を改正していると理解いたしました。

教 育 長：様式等の修正については何か説明ありますか。

中央公民館長：文言の修正をしておりますが、内容の大きな変更はありません。

教育長職務代理者：災害時等による開館時間の変更をした場合、どのように広報されますか。

中央公民館長：暴風警報が発令されましたら、役場全体としてホームページで閉庁のお知らせをします。

委 員：広報の方法はホームページのみでしょうか。高齢の方々はホームページを見ることが出来ない人もいますし、停電になってパソコンが開けなくなることもあり、周知の幅が狭まる可能性がありますので、他に周知方法はありますか。

教育総務課長：災害が発生しましたら、防災無線で注意喚起をします。公民館等の公共施設については、暴風警報が発令されると入口に閉館の表示を置きます。


教育長職務代理者：図書館のしおりに災害時の閉館や、定例の閉館日を記載するのもひとつの手法だと思います。

教 育 長：暴風警報が発令しますとバスが運行されず、職員は出勤できませんので、公共施設全体が閉鎖となります。嘉手納町や近隣市町村から携帯電話に注意喚起のお知らせや嘉手納町ホームページにて閉庁の案内がされますので、それをもっての広報しかありません。災害時の対応については、今後の課題として、総務課と協議を図っていきましょう。他にご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、嘉手納町立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の公布について承認いたします。以上をもちまして、第11回定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

#### 9. 会議録の署名人

教 育 長 比嘉秀勝 

教育長職務代理者 奥間千津子 